

2022 年 9 月

お客さま 各位

兵庫ひまわり信用組合

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素より当組合をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

全国銀行協会は、2022 年 11 月に電子交換所を設立することを決定しました。

電子交換所設立後は、全国各地の手形交換所は廃止となり、原則すべての手形・小切手類は「電子交換所」で取り扱われることになります。

これに伴い、当組合は 2022 年 11 月 4 日から「当座勘定規定」を下記のとおり改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただきましたお客さまにも、改定後の規定が適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定日 2022 年 11 月 4 日（金）

2. 対象となる主な規定
当座勘定規定

3. 改定内容

1) 当座勘定規定

条 項	内 容
印鑑照合等	電子交換所からダウンロードする画像（イメージデータ）により印鑑照合および用紙の確認を行うことを追加
個人信用情報センターへの登録	全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴い削除
手形、小切手の支払	現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定に追加
手形、小切手用紙	電子交換所規則第 35 条で、持出銀行は支払日から 3 か月間は支払銀行からの請求に応じて手形現物を交付する義務がある（電子帳簿保存法の要件を満たして手形現物を破棄する場合でも 3 か月は保存しておく）と規定。それを踏まえ、当座取引先の関係において 3 か月経過後の取扱いを当座勘定規定で定めるもの。

2) 手形用法・小切手用法

内 容
電子交換所システムの仕様を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」（カンマ）を印字するよう規定を追加
電子交換所システムの仕様を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
電子交換所システムの読取精度を高めるため、読取対象箇所へのメモ書き・記載被り等を禁止

4. 改定内容の詳細については、[新旧対照表](#) をご参照ください。
5. 改定後の規定は、[こちら](#) をご参照ください。
6. 電子交換所の設立については、[全国銀行協会が作成したご案内](#) をご参照ください。

以 上



兵庫ひまわり信用組合